

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

（仮称）川崎市民館・労働会館の再編整備について

資料 （仮称）川崎市民館・労働会館の再編整備について

参考資料 （仮称）川崎市民館・労働会館 平面図

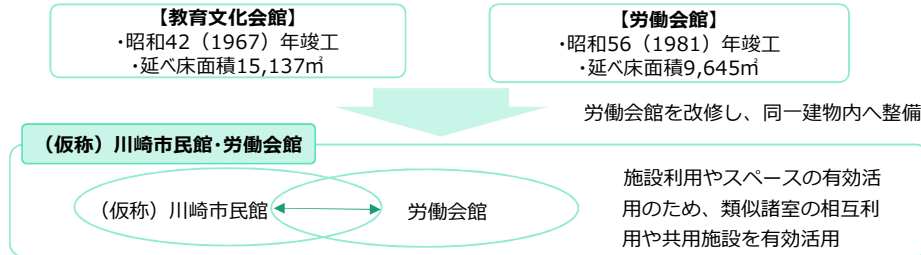
令和5年2月8日
教育委員会事務局

(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について

1. 再編整備の概要

(1) 概要

川崎市教育文化会館（以下「教育文化会館」という。）と川崎市立労働会館（以下「労働会館」という。）機能の再編整備に合わせて、現在の労働会館施設を大規模改修し、（仮称）川崎市民館・労働会館（以下「新施設」という。）を設置します。



(2) これまでの経過

平成30（2018）年3月に「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を策定し、市民館機能の再編整備を行い、労働会館内に市民館機能を移転することを決定して以降、管理運営と施設整備の両面から検討を進め、令和4（2022）年8月に事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を明らかにする「（仮称）川崎市民館・労働会館管理運営計画」（以下「管理運営計画」という。）を策定しました。

年度	主な取組
平成30（2018）年3月	「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」策定
平成31（2019）年3月	「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」策定
令和3（2021）年1月	「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」策定
令和4（2022）年1月	「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画に関する中間とりまとめ」策定
令和4（2022）年8月	「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画」策定

ア 管理運営

令和3（2021）年1月に策定した「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」（以下「基本計画」という。）において、再編整備の基本理念である「みんなが気軽に利用しやすい活動と交流の拠点づくり」等に基づき、従来の事業・サービスの継続、同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスの推進、幅広い利用者層に対応した事業・サービスの推進などについて検討していくことを明らかにするとともに、令和4（2022）年8月に策定した「管理運営計画」において、事業計画、施設利用計画、広報計画、運営組織等の基本的な考え方を明確にしました。⇒（管理運営計画策定後の検討経過は「2. 管理運営の検討状況」で説明）

イ 施設整備

「基本計画」において、構造躯体は適切な施設・整備の改修を前提として、令和元（2019）年度から77年間利用可能との評価結果であること、耐震補強に伴うスケルトン改修を契機とし、設備等の更新を実施することが効率的・効果的であること、大規模改修により改築同程度の機能改善が見込まれること、改修概算工事費（約48億円）と改築概算工事費（約77億円）の比較等を踏まえ、大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として計画的に大規模改修を実施することとし、令和3年度以降は、詳細設計を進めてきました。⇒（施設整備の概要については次ページ以降で説明）

2. 管理運営の検討状況

(1) 新施設条例の考え方

今年度を実施した他都市調査では、機能が複合する施設における条例の形態は、複合施設条例を新設する場合と機能ごとに個別条例を改正する場合があります、それぞれ次のような特徴があります。

条例の形態	特徴	事例
複合施設条例を新設	<ul style="list-style-type: none"> 各機能を包含する形で機能や利用料金等を条例に規定。 条例所管課が財産を単独で所管。 財産所管と管理運営主体が同一ではないことが多い。 	藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設 三重県総合文化センター 長岡京市立総合交流センター 等
個別条例を改正	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの機能や利用料金等を各個別条例で規定。 財産は機能の範囲に応じて区分して所管。 施設の管理区域は明確に区分されている。 	川口市立生涯学習プラザ・川口市産業労働施設 大和市文化創造拠点 等

新施設は、フロアや諸室で教育文化会館と労働会館の機能を明確に区分せず、一体的かつシームレスな形で設置・運営することに大きな特徴があり、施設の一体性をより分かりやすく市民にお示しする必要がありますと考えています。

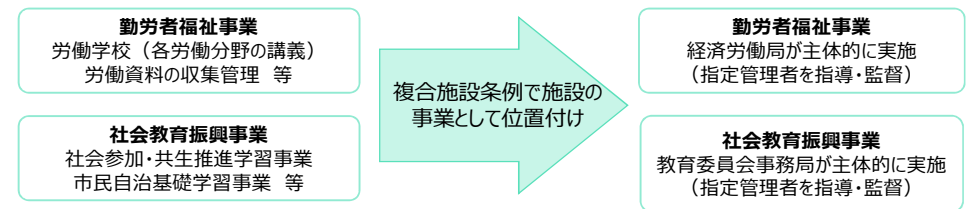
そのため、それぞれの個別条例で機能や利用料金を規定し、施設の管理区域を明確に区分する**個別条例の改正ではなく、施設の設置目的や利用料金等を包含する複合施設条例「（仮称）川崎市民館・労働会館条例」を新設することが適していると考えており、今後、詳細を検討していきます。**

なお、既存の条例（川崎市立労働会館条例及び川崎市教育文化会館条例）は廃止を予定しています。



(2) 条例所管の考え方

新施設では、施設や機能を複合化し、一体的な施設運営を行っていきます。現施設で実施している勤労者福祉事業（経済労働局所管）と社会教育振興事業（教育委員会事務局所管）については、供用開始後も経済労働局と教育委員会事務局がそれぞれ主体的に担っていくことから、**条例所管は経済労働局と教育委員会事務局で共管することが適していると考えており、今後、詳細を検討していきます。**



(3) 財産所管及び施設管理の考え方

財産所管については、大規模改修を行う労働会館施設が経済労働局所管施設であることに加えて、フロアや諸室で機能を明確に区分せず、一体的かつシームレスな形で設置・運営することに大きな特徴があるため、財産を切り分けて所管することはせず、**引き続き、経済労働局が単独で財産を所管することが適していると考えており、今後、詳細を検討していきます。**

また、施設管理については、新施設においても、引き続きこれまでの事業を継続していく必要があるため、**経済労働局と教育委員会事務局の責任の所在を明確にした上で、川崎区役所や指定管理者とも連携し、適切に実施していく方向で詳細を検討していきます。**

(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について

(4) 今後の検討事項

令和4(2022)年8月に策定した「管理運営計画」、他都市調査の結果等を踏まえ、次の考え方で今後、詳細を検討していきます。

条例の形態	条例所管	財産所管
複合施設条例 (仮称)川崎市民館・労働会館条例	共管 (経済・教育)	経済労働局

また、令和5(2023)年6月議会への「(仮称)川崎市民館・労働会館条例」議案の上程に向け、**利用料金、利用区分、利用時間、指定管理の手続き等について検討し、その後、減免対象等に関する事項や指定管理業務の仕様書等の指定管理業務に関する事項について検討していきます。**

3. 施設整備について

令和3(2021)年1月に策定した「基本計画」における施設整備の4つの対策を踏まえ、詳細設計を行い、以下の整備を進めています。

(1) 防災・BCP対策

- 昨今の浸水の被害状況や立地性を踏まえ、一層の安全性を確保するため、想定される浸水深(3m)でも電気・機械設備(受変電設備、空気調和設備及び給水設備等)が水没しない設備棟(1階は駐車場・駐輪場)を新設します。
- 所定の耐震強度を確保するために鉄筋コンクリートの耐震壁や鉄骨のブレース等の耐震補強を実施します。
- 非常用発電機(3日間)、コージェネレーションシステム、マンホールトイレを整備します。

(2) 老朽化対策

- 建物の屋上防水・外壁タイルを改修します。
- 電気設備、空気調和設備、給排水設備及び舞台機構・照明・音響設備(配管・配線を含む)を更新します。併せて耐震対策を実施します。

(3) 質的向上対策

- 諸室の多機能化・高機能化・可変性の確保及びフリースペース等の二ズの高い新たなスペースを創出します。
- 富士見公園との連続性を重視した1階市民ギャラリー・売店・飲食スペース等を整備します。
- バリアフリー化、内装の木質化、トイレの快適化を行います。

(4) 環境対策

- 照明(舞台照明含む)のLED化、太陽光発電・蓄電池設備による再生可能エネルギーの活用、節水型器具、潜熱回収型給湯器等を採用します。
- スケルトン改修工事とすることで改築と比較して産業廃棄物や環境負荷の大幅な削減を行います。

4. 改修工事費について

労働会館・教育文化会館再編整備事業費について、令和4(2022)年度予算においては約49.6億円としていましたが、**諸室の配置計画の確定や機能、仕様等の具体化に向けた詳細設計及び資材高騰の影響等により約69.1億円(約20億円の増額)を予定**しています。なお、衛生、舞台照明・音響及び昇降機設備については、今後、工事発注に向けた精査を進めます。

(1) 資材高騰による増額(約8億円)

世界的なコロナ禍やウクライナ危機など、社会情勢による原料価格の高騰などの影響により、建設資材の価格が上昇しています。

(2) 詳細設計による増額(約12億円)

ア 設備棟の増床、配管ルートの延伸(4ページ配置図「ア 設備棟・配管ルートの延伸」参照)

防災・BCP対策として、一層の安全性を確保するため、重要な設備である受変電設備、非常用発電機のほかにコージェネレーションシステム、吸収冷温水機、受水槽、ポンプ類等の更新に併せて、新設する設備棟を増床します。

電気・機械設備機器の設備棟への設置と併せて、電灯動力盤等を追加し、配管配線ルートは、耐震壁等を貫通できないため屋上に迂回しています。

イ 控壁・杭(4ページ配置図「イ 控壁・杭」参照)

耐震対策として、諸室配置等を確定して詳細な構造計算をした結果、耐震補強のため1階柱の一部に補強用の控壁を設置します。

ウ 目隠し壁、ごみ置き場(4ページ配置図「ウ 目隠し壁 ゴミ置き場」参照)

老朽化対策として、劣化が進行した既存コンクリートブロック壁を撤去し、目隠し壁(約50m)を設置、また、設備棟の増床に伴い外構を見直し、ごみ置場を別位置に新築します。

エ ルーバー(4ページ配置図「エ ルーバー」参照)

環境対策として、施設のエネルギー使用量を削減するため、日射負荷を20%低減するルーバー(日除け)を外壁窓に設置します。

オ 防音設備(4ページ配置図「オ 防音設備」参照)

詳細な構造計算の結果、屋上の空調機器の重量による建物への負荷抑制のため、当初北側に設置予定であった機器を南側に変更したことに伴い、騒音規制が厳しくなることから防音設備を追加します。

カ その他

大規模な既存躯体を再利用するにあたり、コンクリート構造に影響を与えないよう、既存設備機器及び配管等の撤去について、手作業などを含む解体を行います。また、構造への負荷を軽減するため、ホール屋根に吊られている音響反射板の一部を、ホール床に設置する構造に変更します。



完成予想図(※公園整備については、別設計のためイメージです。)



配置図

富士見通り

イ 控壁・杭

受変電設備

非常用発電機

コージェネレーション

設備棟

ア 設備棟・配管ルートの延伸

約350㎡

吸収冷温水機

ポンプ室

養水槽

給電ポンプ

ウ 目隠し壁

エ ルーバー

本館棟

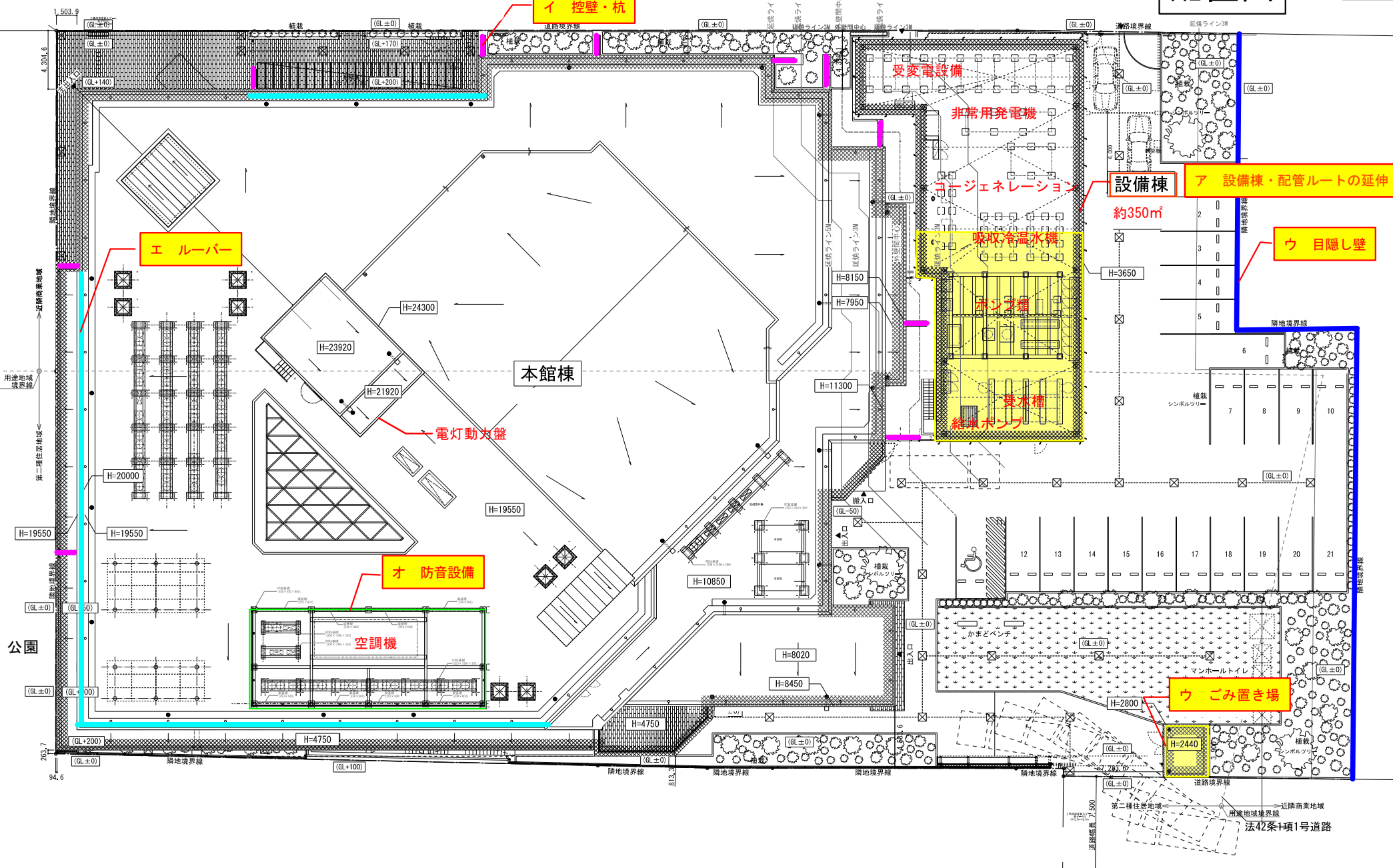
電灯動力盤

オ 防音設備

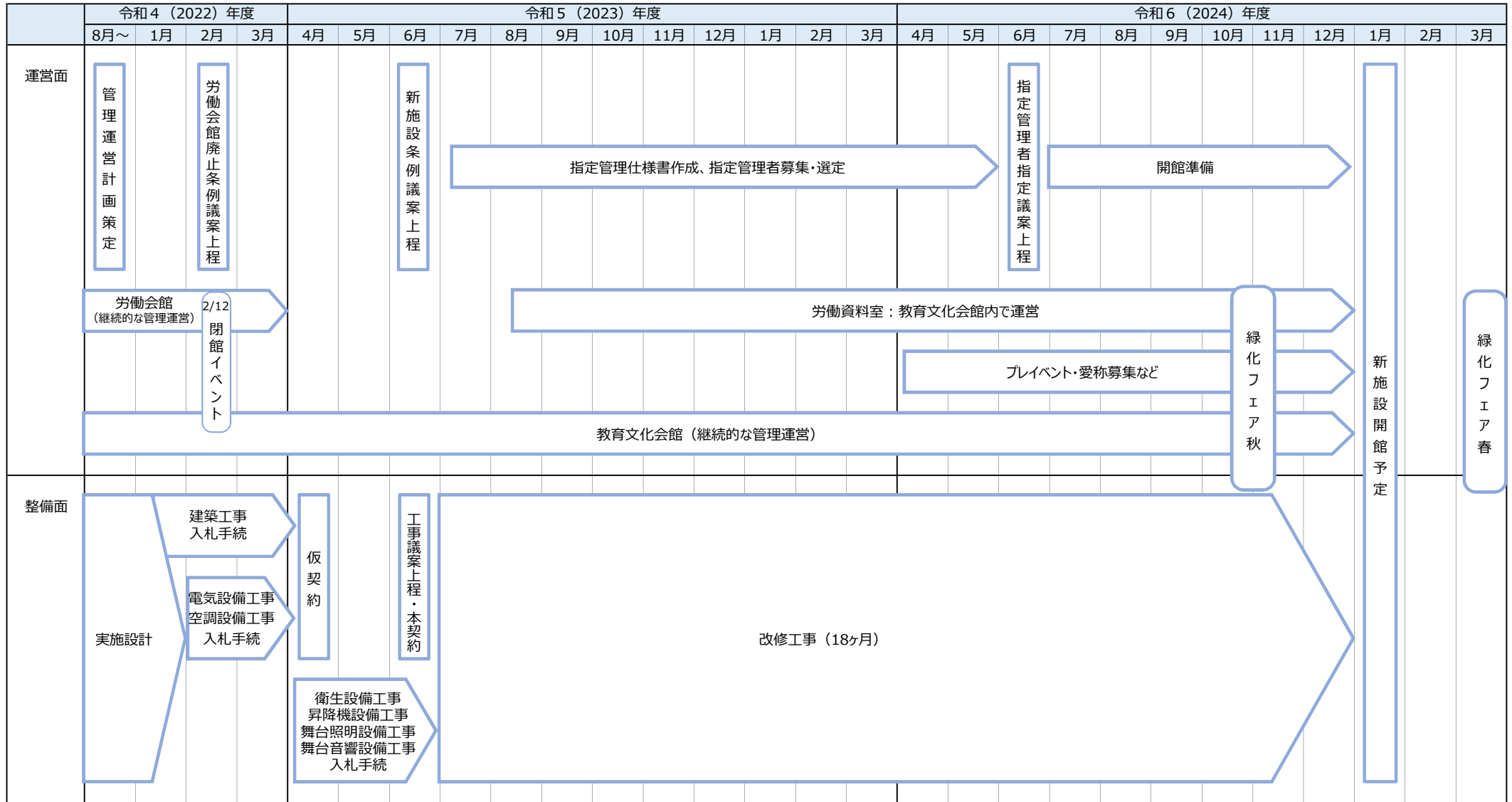
空調機

ウ ごみ置き場

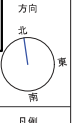
H=2440



今後のスケジュールについて

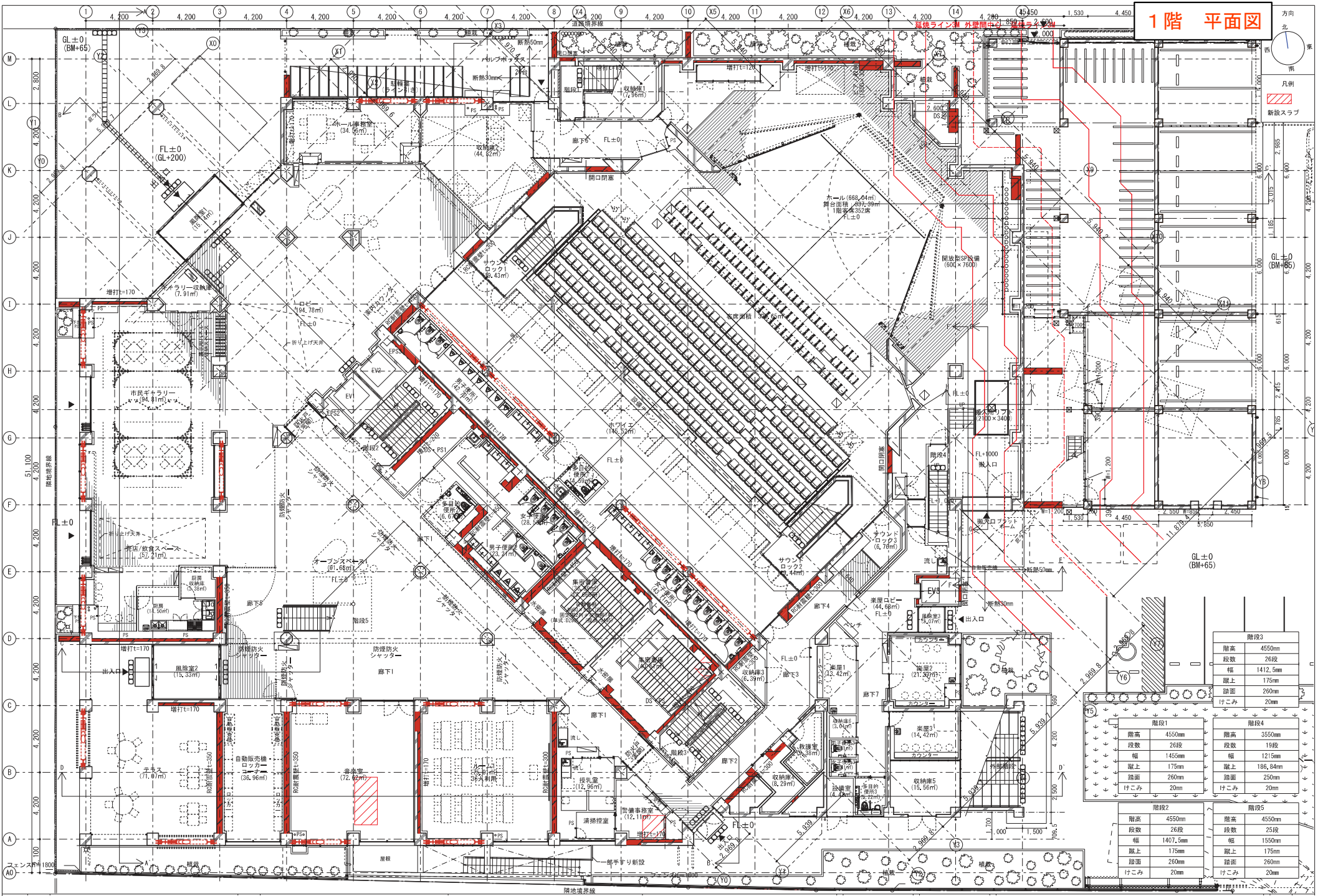


1階 平面図

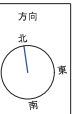


凡例

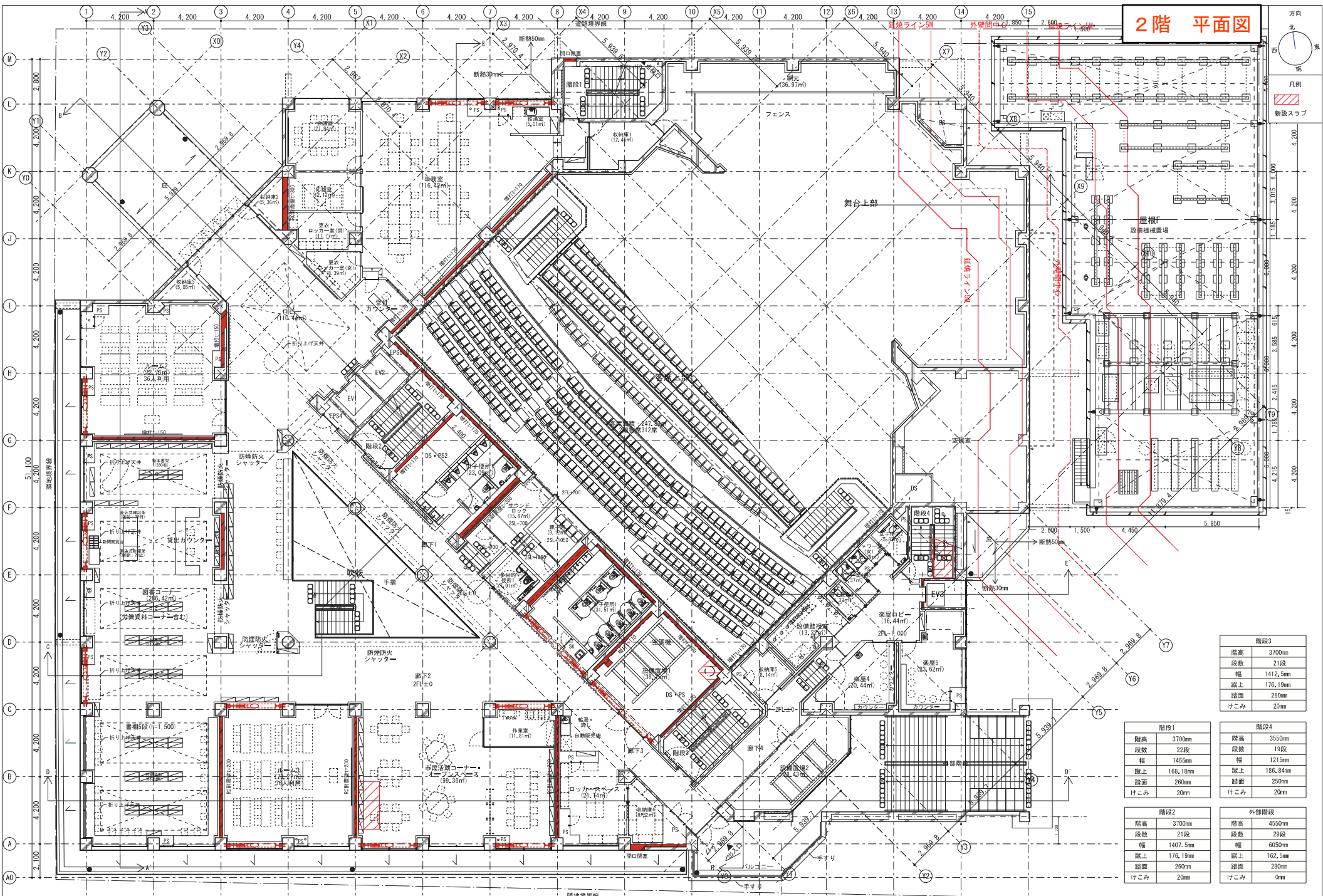
 新設スラブ



2階 平面図



凡例
 新設スラブ



階段3	
階高	3700mm
段数	21段
幅	1412.5mm
蹴上	176.19mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

階段1	
階高	3700mm
段数	22段
幅	1455mm
蹴上	166.18mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

階段2	
階高	3700mm
段数	21段
幅	1407.5mm
蹴上	176.19mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

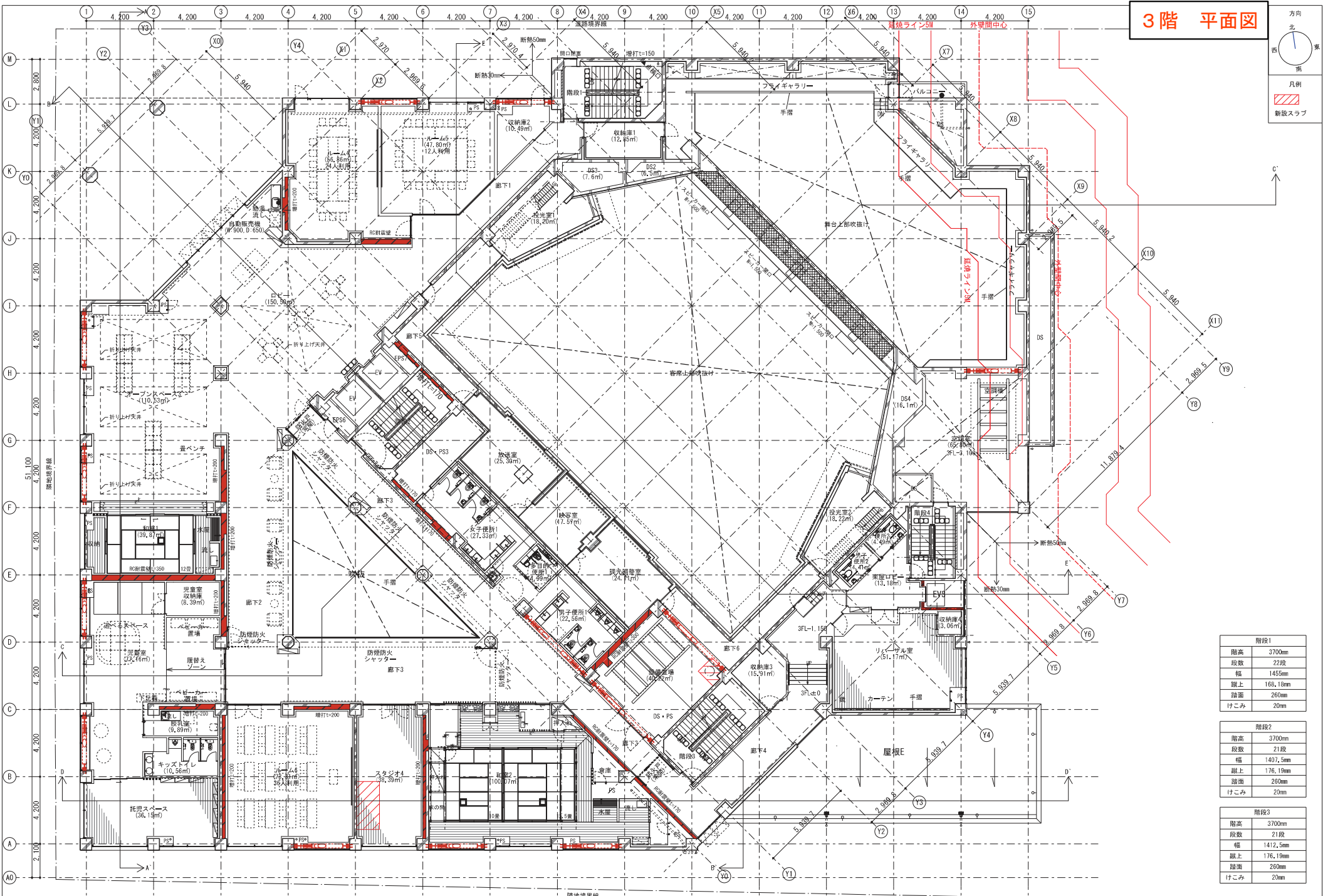
階段4	
階高	3550mm
段数	19段
幅	1215mm
蹴上	186.84mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

外部階段	
階高	4550mm
段数	29段
幅	6050mm
蹴上	162.5mm
踏面	280mm
けこみ	0mm

3階 平面図

方向
北
西 東
南

凡例
断設スラブ

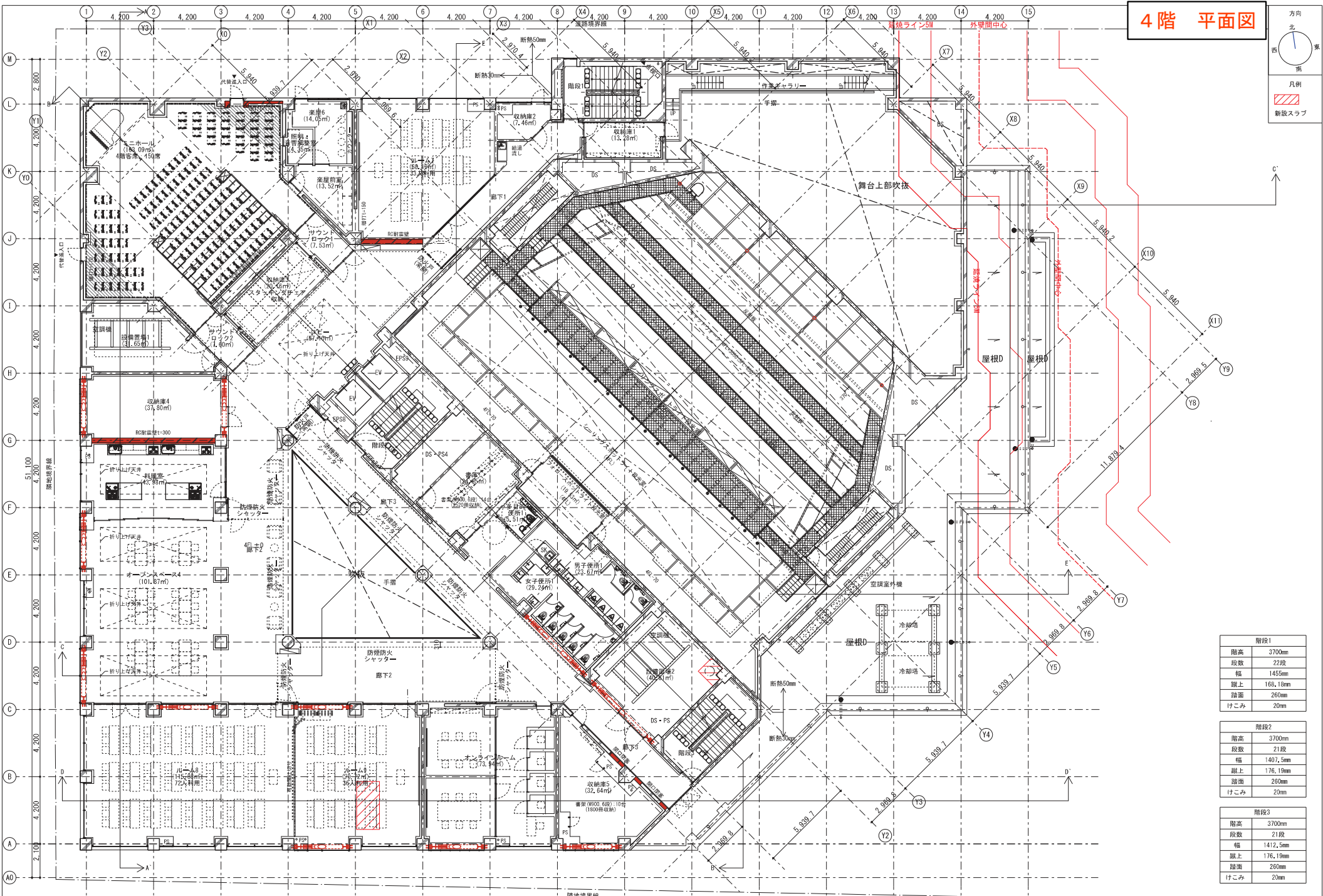
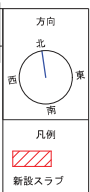


階段1	
階高	3700mm
段数	22段
幅	1455mm
蹴上	168, 18mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

階段2	
階高	3700mm
段数	21段
幅	1407, 5mm
蹴上	176, 19mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

階段3	
階高	3700mm
段数	21段
幅	1412, 5mm
蹴上	176, 19mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

4階 平面図



階段1	
階高	3700mm
段数	22段
幅	1455mm
蹴上	168.18mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

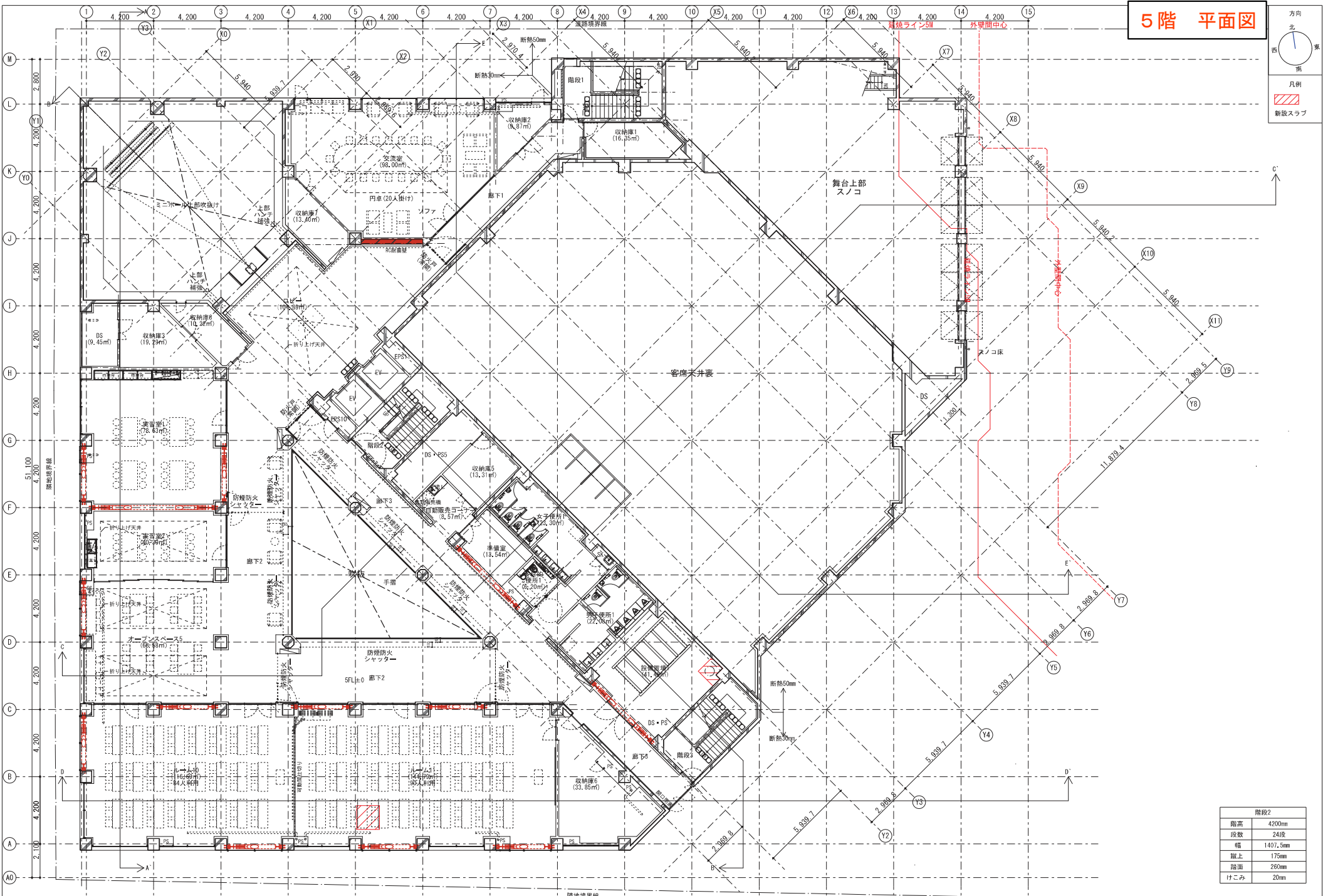
階段2	
階高	3700mm
段数	21段
幅	1401.5mm
蹴上	176.19mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

階段3	
階高	3700mm
段数	21段
幅	1412.5mm
蹴上	176.19mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

5階 平面図

方向
北
西 東
南


凡例
新設スラブ



階段2	
階高	4200mm
段数	24段
幅	1407.5mm
蹴上	175mm
踏面	260mm
けこみ	20mm

R階 平面図

方向
北
西 東
南

凡例
 新設スラブ

